



2023年12月12日

各 位

会 社 名： 新都ホールディングス株式会社
代表者名： 代表取締役社長 鄧 明輝
(コード番号:2776 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-5980-7002

(開示事項の経過) 協議による遅延損害金支払の解決および営業外費用(訴訟損失引当金繰入額)の計上に関するお知らせ

当社は、2020年7月30日付(開示事項の経過)当社に対する訴訟の上告棄却および上告不受理の決定に関するお知らせで開示しましたとおり、維健集團(香港)有限公司から提起された売掛金請求訴訟(以下「本訴訟」という。)について、東京高等裁判所の判決を不服として最高裁判所への上告および上告受理申立てを行っておりましたが、2020年7月28日付で最高裁判所より、当社の上告を棄却し上告審として受理しない旨の決定を受け、本訴訟に関する東京高等裁判所の判決は確定しておりました。

今般、本件に関し、維健集團(香港)有限公司との協議による遅延損害金支払の内容につきまして、相手方との協議の結果、開示可能な内容が具体化したため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 協議による遅延損害金支払の解決および営業外費用(訴訟損失引当金繰入額)の計上に至るまでの経緯と内容

当社は、東京地方裁判所において、2016年(平成28年)10月24日付で維健集團(香港)有限公司より訴訟を提起され、当社が仕入れた衣料品の売掛債権を同社が譲り受けたとして売掛金120万米ドルおよびこれに対する遅延損害金の支払いを請求され、当社はこれを争いましたが、2020年(令和2年)7月28日の最高裁判所による上告棄却および上告不受理の決定により判決が確定いたしました。

しかしながら、判決確定後において、当社が2019年(平成31年)1月17日付けで東京法務局に対し当社の代理人弁護士を通じて供託した88,470,000円が、維健集團(香港)有限公司の代理人弁護士預り金口座へ振り込まれた時期が、当社側手続きの齟齬も相俟って2022年(令和4年)10月11日となりました。

本件に関し、2023年(令和5年)10月30日付内容証明郵便により、維健集團(香港)有限公司から、本件が東京地裁判決(一審)で確定した2016年(平成28年)10月1日から、支払日である前述2022年(令和4年)10月11日に至る年6分の遅延損害金合計31,849,200円を支払うよう求められ、支払について双方で協議を重ねてまいりました。

当社は、早期解決を図ることが最善の策であると判断し、2023年12月11日付で支払について合意いたしました。

2. 今後の見通し

本件に伴い、当社の2024年1月期第3四半期累計期間の連結決算において、31,849,200円を営業外費用（訴訟損失引当金繰入額）として計上いたす予定であります。

なお、今後、新たに開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上